

令和2年度

やまぐち文化プログラム

多様な文化芸術活動が対象です！

# 若手文化人等スキルアップ支援事業

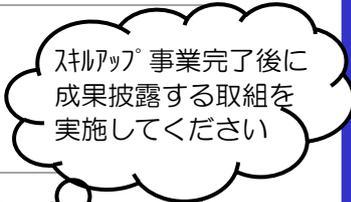
## 助成金の募集案内

募集期間

令和2年3月16日(月)～4月17日(金) [当日消印有効]

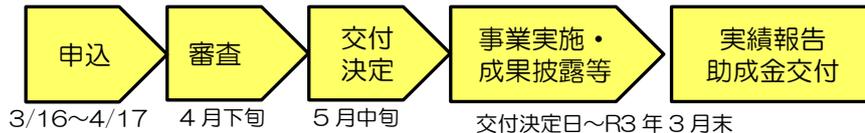
### 事業概要

◎地域文化を支える若手文化人・団体等のスキルアップ！  
◎他分野との連携・交流等により、企画調整スキルの向上、ネットワーク構築！

助成対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化人材バンク「パフォーマーズやまぐち」に登録している個人または団体(申請時登録もOK！)</li> <li>令和3年3月31日までに完了する事業</li> </ul>	
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化団体等の次期指導者や担い手の育成を目的とした研修会の実施や参加(県外もOK)、外部講師の招へい</li> <li>他分野との連携・交流による発表会等の開催 → <b>NEW !!</b></li> </ul>	
助成対象経費	講師招へいのための謝金・旅費、テキスト購入費、研修会等受講料・参加旅費、通信連絡費、会場借上料、資料印刷費 など	
助成額	助成対象経費の1/2以内 (上限10万円)	



助成金交付までの流れ



### 申込方法



やまぐち文化プログラム情報サイト[カルチャヤマグチ]

**Cul-ちゃ**やまぐち から申請書様式等をダウンロードし、必要事項をご記入の上、下記申込先に郵送ください。

かるっちゃ やまぐち

検索

[<https://www.cul-cha.jp/>]

### 申し込み・お問い合わせ先

やまぐち文化プログラム実行委員会 (山口県文化振興課内)  
〒753-8501 山口市滝町 1-1  
TEL : 083-933-2610 FAX : 083-933-4829  
Email : a19300@pref.yamaguchi.lg.jp



## よくあるご質問等について

### Q1：具体的には、どのような事業が対象になりますか？

文化芸術のスキルアップにつながる事業です。例えば、地域文化団体の若手指導者や担い手の確保・育成等を目的に講師を招聘して実施する研修会、地域文化の振興を目指した個人の資質等向上への取組、他分野との連携・交流等による発表会などを企画実施することで、個人や団体の活動を活性化させる取組などです

<事業例>

- ・文化団体等の次期指導者・担い手確保のためのマニュアル作成費用
- ・子どもたちへ地域文化を教える指導者養成のための外部講師招聘費用
- ・研修会等の実施経費、参加費用
- ・他の文化芸術分野の団体と連携した発表会等の実施経費
- ・保育園や福祉施設等での発表会やワークショップの実施経費

### Q2：「文化芸術」にはどのような分野が含まれますか？

やまぐち文化芸術振興プラン(第2次)における計画の対象範囲を分野としています。

- 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他）
- 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、奇術、大道芸 その他）
- 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、地芝居、その他）
- 生活文化（茶道、華道、書道、ファッション、民族衣装、着付、礼道、食文化造花、押し花、盆栽、その他衣食住に関わる文化）
- 国民娯楽（囲碁、将棋、かるた、トランプ、カラオケ その他）
- 民俗芸能、伝統行事（民踊、神楽、獅子舞、盆踊り その他）
- その他（景観、自然環境、その他）

### Q3：県外の研修会を受講したいです。この場合、旅費・宿泊費は対象になりますか？

県外の研修会を受講し、文化芸術に関するスキルアップを図り、その後県内において、それらの成果を披露する取組を実施する場合に限り、対象となります。なお旅費・宿泊費については合理的かつ経済的な金額として、実行委員会が認める範囲内において対象とします。（詳しくはお問い合わせください）

### Q4：申請方法などを教えてください。

- ①ホームページ「Cul-ちゃ やまぐち(かるっちゃ やまぐち)」にアクセスし、「助成事業のお知らせ」から、申請に必要な様式集をダウンロードして下さい。
- ②申請には、1号様式(交付申請書)、2号様式(事業計画書)、3号様式(収支予算書)、その他申請者の概要が分かる書類等が必要です。
- ③申請書類一式を、「やまぐち文化プログラム実行委員会」まで郵送してください。
- ④5月中旬を目途に、審査結果等を申請者に郵送します。